

## 【解説文】

県では、「長期固定の低金利」と「信用保証料の一部県負担」が特徴である県制度融資により、県内企業の資金調達を支援しているところです。

このたび、6月1日（月曜日）から、中東情勢の影響を受ける県内企業の資金繰りを支援するため、資金メニューのうち、経営状況が厳しい事業者向けの「経済変動対策資金」に、「中東情勢影響枠」を新設しますので お知らせします。

新たな融資対象者は、「中東情勢による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比5%以上減少することが見込まれる中小企業者等」になります。

既存の「経済変動対策資金」の融資対象者は、「最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること」であったり、「直近の単年度決算で欠損が生じ、経営の安定に困窮していること」などが条件ですが、今回新設した「中東情勢影響枠」では、売上高等の減少が見込まれる段階で、速やかに資金繰りの支援が行えるようになります。

融資利率は年2.2%の固定利率、融資限度額は1億円、償還期間は10年以内、信用保証料率は県の補助後の事業者負担率が年0.25%から0.90%となります。

融資の取扱開始は6月1日からですが、融資の取扱いに先立ち、5月14日から融資実行に向けた事前相談を始めますので、資金繰りに不安がある企業の方は、県内の金融機関、岐阜県信用保証協会及び岐阜県へご相談ください。